

【資料】審議の整理(案)

中央教育審議会生涯学習分科会

社会教育推進体制の在り方に関する

ワーキンググループにおける審議の整理(案)

本 WG では、社会教育の所管の考え方及び社会教育主事の在り方に関し、有識者ヒアリングなどを含め 6 回にわたって集中的に審議を行い、「審議の整理」としてとりまとめた。今後、地方教育行政制度の在り方に関し、中央教育審議会教育制度分科会等において、「審議の整理」を踏まえた積極的な議論が行われることを期待する。

(社会教育行政における教育の政治的中立性)

○ 教育の政治的中立性の確保は、昭和 31 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、教育委員の公選制から任命制への制度改正が行われた際に重視されたものであり、このような教育の政治的中立性を確保するため、教育に関する事務は、首長から一定の独立性を持った機関が責任を負うものとされてきた。

○ 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであり、その内容は、特定の党派的勢力や宗教的勢力から影響を受けることなく、中立公正であることが求められている。このため、教育が不当な支配に服することなく行われるよう、教育行政についても、教育基本法第 16 条第 1 項においてその中立性が制度的に要請されている。

○ また、教育基本法第 14 条第 2 項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めている。さらに、教育基本法に基づき、義務教育諸学校における教育を党派的勢力

の不当な影響又は支配から守ることを目的として、昭和 29 年に教員を教唆せん動して特定の政治教育を行わせることを禁止する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」及び教員の政治的行為を制限する「教育公務員特例法の一部を改正する法律」の 2 法が制定されている。

○ このように、学校教育は児童生徒の発達段階に応じた体系的な教育を行うことにより、社会を生きる上での基礎的な素養を身につけさせるものであり、教育方針の一貫した安定性や継続性の観点から、教育基本法等において政治的中立性の確保に特に配慮する規定が置かれている。

○ 一方、社会教育についても、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容が中立公正であることは極めて重要であることから、社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号では、代表的な社会教育施設である公民館の事業において政治的中立性を確保するための規定が置かれている。ただし、社会教育は主に成人及び青少年を対象に、本人の自主性や主体性の尊重を前提として、多種多様な内容で行われるものであるため、学校教育に比べると政治的中立性に留意する必要性は薄く、社会教育に関する事務については必ずしも教育委員会で執行されなければならないとは言い切れないのではないかとの意見もある。